

年度予算においては、現在実施中の箇所で中止した場合に社会経済活動に重大な支障を及ぼすものを除き予算を充当しないとされました。

平成二十四年度以降におけるこの高規格堤防の在り方については、引き続き国交省の中で検討をされて、評価結果をしつかりと反映していただけるものと承知しています。

○大河原雅子君 ありがとうございます。

コンクリートから人へと、本当に大事なこと、命を守るという視点でこの公共事業は精査をしなければならぬというふうに強く思っております。

そして、最後に、済みません、総理に、命を守る、チルドレンファーストということも総理の最初のお言葉でございました。子供たちのために子ども・子育て新システムの予算確保、これは恐らく一兆円是非欲しいわけでございます。未来の子供たち、守っていくための決意を是非お聞かせください。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 本年七月の子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめにおきまして、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と職員配置の充実など、質の改善を行うための追加所要額が二〇一五年度で、委員御指摘のとおり、一兆円超と見込まれております。また、本年六月に政府・与党社会保障改革検討本部が決定いたしました社会保障・税の一体改革の成案において、税制抜本改革によって財源を措置すること

を前提に、二〇一五年における子ども・子育て分野の追加所要額は〇・七兆円程度、税制抜本改革以外の財源を含めて一兆円超程度の措置を今後検討することとされております。

政府としては、税制抜本改革とともに、早急に子ども・子育て新システムに係る法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施できるよう、関係者と丁寧協議を行って取りまとめを行っていきたいというふうに思います。

○大河原雅子君 ありがとうございます。準備をした質問全てをすることができません。

した。御準備いただいた皆様には大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(石井一君) 関連質疑を許します。風間直樹君。

○風間直樹君 今日、私は、まず最初に原発事故関連の質問を集中しておよそ一時間ほどさせていただきます。その後、後に冤罪事件を取り上げましたというふうにも思っております。

最初に放射能汚染、とりわけ食品の放射能汚染、この問題から子供の健康をいかに守るかという質問をいたします。

日本の法律、特に労働法は、国際基準に倣いまして、一般人の放射線被曝を年間一ミリシーベルト以下にすることを求めています。この数値は現行法の基本体系であります。政府は当然それを守る義務があり、そうでなければ憲法の規定に違反をします。年間一ミリシーベルトをはるかに超える現在の暫定規制値、これはおおむね年間五ミリシーベルトを基準としていられると言われておりますが、これは明らかに違反状態だということになります。

私は、昨今言われている風評被害、この本当の原因を考へるにつけ、法律が誠実に執行されず、食品暫定規制値がいつまでも暫定のまま維持され、その下での食物摂取が健康に影響を与えるおそれを感じながら、政府が年間一ミリシーベルトと規定した法律に照らせばそのおそれを明確に否定することができず、また暫定規制値以下の食品が安全だとも断言できない、このことにあると考へるに至りました。

厚労大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 食品の安全につきまして、私どもも、本当にあの原発事故以降、いろいろと細心の注意を払いながら検討をしてきています。

【委員長退席、理事川上義博君着席】食品中の放射性物質に関する暫定規制値、これ

につぎましては、今回のあの原発事故を受けまして、原子力安全委員会が定めていた指標を食品衛生法上の暫定規制値といたしました。原子力委員会の飲食物摂取制限に関する指標というのは、これは緊急時の指標でありまして、年間五ミリシーベルトとしていっております。

この原子力安全委員会の指標は、国際放射線防護委員会、ICRPの勧告を基に原子力安全委員会が一年間に許容できる線量、そして日本の食品の摂取量などを考慮して定めたものですが、この暫定規制値の水準であれば、放射線医学の専門家からは健康への影響はないと一般的に評価をされているものです。

ただ、今後、これはあくまでも緊急時でございますので、できるだけ早期に暫定規制値に代わる新たな規制値を設定することにしていきます。その際には、様々な専門家の御意見も十分伺いながら決めていきたいというふうに思っております。

○風間直樹君 現行法体系は、そもそも低線量でこれだけ広域の地域が、あるいは食品が汚染されることを当然想定していません。ですから、ここは全く法律の力パリーしていない欠落した部分になつていっているわけでありまして。

この原発事故が起きて放射能が大量に外に出た。我々人間がこれを被曝するときに三つのルートがあるとされています。一つはこの大気から体が被曝するいわゆる被曝、二つ目は呼吸によって空気中から取り入れるこの形、三つ目は食物摂取であります。今申し上げた三点のうち、一番目と二番目については、これは労働法体系で年間一ミリシーベルト以下ということで規定がされていますが、三番目が法律の体系にないんですね。これが問題なんです。これが全国の小さなお子さんを持つお母さん方から、あるいは多くの国民から不安だというふうに指摘が出ている、まさに根源的な理由であります。

ですから、私は、この際、食品安全基準を国会で、あるいは政府提出法案で明確に法律で定めることが必要だと思っておりますが、厚労大臣、いかがで

しょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃるように、食品についてしっかりと基準がないということ、このことがこの原発の事故が起これた後、特にお子さんをお持ちの方の不安ということもありますし、私どもも非常に頭を痛めてきたところでございます。

ただ、お子さんにつきましては、国際的にもこういう基準というのが今まで作られていないんですね。おっしゃる通りに、こういう事態が今までの世界的にもなかつたということだと思っております。ただ、暫定規制値の基になつた原子力安全委員会の指標では、飲料水とか牛乳、乳製品などの食品のカテゴリに成人、幼児、乳児、それぞれについて放射能の感受性、この感受性は子供が高い、だから子供に配慮しなければいけない、ただ食品の摂取量は子供は少ない、そうしたことを勘案して設定されたものだと思っております。

ただ、今回、食品安全委員会ですっかりと新しい規制値を作る際には子供についてどういふふうにしたらいいか、そのこともしっかりと検討を今しているところでございます。委員がおっしゃったように、こうしたことを規定をするものが日本になかつたということがこれだけ不安を起しているということも私も思っておりますので、それはどのようにしたらいいかということも、更に皆さんの御知恵もいただきながら検討できればと思っております。

○風間直樹君 言うまでもありませんが、子供を守るうとしない社会には未来がありません。私は、一般人についてこの年間一ミリシーベルト以下という基準を守ることが現在困難かもしれないと思っておりますが、しかし、せめて子供についてはこの基準以下を厳守すべきであると思っております。大臣おっしゃる通りに、政府で法案を用意していただく、あるいは我々が国会で超党派で、せめて子供については年間一ミリシーベルト以下を食品摂取あるいは外部被曝を含めて保護できるように法体系を整えていく、この必要性を強く指摘を

したいと思えます。

さて、先日、内閣府の食品安全委員会がこの食品摂取による放射能被曝についての中間答申案をまとめておられます。今日は、食品安全委員長の小泉さんにお越しをいただいております。私もホームページで内容を拝見しました。意を尽くして努力をいただいていると思えます。しかし、一方で、先日の答申案ではいまだ不十分なところもあるのは事実であります。この案は、今後のリスク管理、食品規制値の設定等は、評価結果案が生産における追加の累積線量で示されていることを考慮し、食品からの放射性物質の検出状況等を踏まえて行うべきと、このように示しています。

今後、パブリックコメントを得て成案が示されると聞いていますが、成案では一層明確な基準を定めるべきと考えます。委員長の御所見を伺います。

○政府参考人(小泉直子君) お答え申し上げます。食品安全委員会は、規制やあるいは指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を実施するリスク評価機関でございます。個々の規制基準等を定めるものではございません。

現在、食品安全委員会が七月二十六日に取りまとめました食品健康影響評価案についてパブリックコメントを実施いたしましたところ、三千件を超える意見等が寄せられ、今その精査を行っているところでございます。今後、食品安全委員会におきまして、この精査を終了後、速やかに評価結果を取りまとめまして、厚生労働省に対して答申を行います。同省におきまして、当該評価結果を踏まえまして暫定規制値の見直しを検討されるものと承知しております。

さらに、食品安全委員会におきましては、引き続き、国民の皆様様の不安を解消すべく、評価結果を分かりやすく説明するリスクコミュニケーションを実施する予定でございます。

○風間直樹君 委員長、子供については特に一ミリシーベルト以下を厳守すべきだという、これは是非盛り込んでいただきたいんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(小泉直子君) 食品安全委員会は、食品安全基本法の国民の健康の保護が最も大事である、重要であるという基本的認識の下、規制や管理等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的に基づくリスク評価結果をやっておりまして、その点についてもしっかりと検討していきたいと思えます。

○風間直樹君 非常に前向きな答弁、評価いたします。是非、一ミリシーベルト以下、盛り込むように検討をお願いいたします。

さて、今の答弁あるいは答申案を参照しますと、政府として二点の行動が今後必要になってくると思えます。まず一つは全ての食品について放射能検査を行うこと、そしてもう一点は食品にベクレル表示等を義務付ける、この二点であります。関係大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 食品の検査の方についてお答えいたします。

原発事故発生以来、食品につきましては、九月二十八日現在およそ二万五千件の放射性物質の検査を実施してきています。今後とも、この検査体制は、検査機器の充実なども含めて充実を図っていきたいと思えます。これまでの検査の結果も参照しながら、食品中の放射性物質の暫定規制値、これを見直したいと思っております。新たな規制値を設定した後も、引き続き、食品からの放射性物質の検出状況などを把握しながら、規制値を継続的に検証して食品の安全性を厚生労働省として図っていきたくというふうに考えております。

○国務大臣(山岡賢次君) お答え申し上げます。先生のお気持ち、お答えは非常によく理解できますし、みんな共通の認識だと思えます。実際に、食品安全委員会も担当しておりますけれども、今お話しのとおり、安全委員会は科学的知見に基づいて分析をして答申をするところでござい

ますので、行政的な処置はする役目ではありませんが、そして厚生省の方でその結果をお出したいたで、その後、私どもの省庁、消費者庁と、こういうことになるわけですが、事業者に対する放射能物質の分析が義務付けられていないと、今はそういう現状でございますから、役所的で恐縮ですが、仮定のことには今答えるわけには、それは困難だと、こういう状況でございます。

ただ、現状において事業者自身が放射能物質の分析をして表示することは、正確な数字であればこれは容認していきたく、こう思っております。

○風間直樹君 お二人の答弁で明確になりましたが、厚生省においてまず全ての検査をするかどうか、これがまず最初なんです。

厚労大臣、もう少し具体的にここは御答弁いただきたい。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは、多くの食品を検査したいという、そういう思いはございますが、本当に多数の食品がありますので全てを検査するということは現状ではなかなか難しい。その中で、しっかりと検査機器の問題あるいは人手の問題も含めまして、どこまでできるかを検討しながらなるべく多くのものを検査をしたいというふうに思っております。

○国務大臣(細野豪志君) 私、放射性物質の汚染対策室を官邸につくっておりますので、その担当大臣でございますので、その観点からお答えをさせていただきます。

風間委員の問題意識は私も同様のものを持ってまいりまして、いろんなことを確認を、調べました。ただ、残念ながら、全ての食料品について検査をするのは難しいということでございます。なぜなら、サーベイメーターのように、例えば市場なんかで箱が来るたびに上でさつと測ればそれで調べられるんですけども、食品の場合には、表面上の放射線量ではなくて中の物質を調べなければなりませんので、これを粉砕して機械に掛けて調べると、そういうことになるわけでは

ね。したがって、大変これはやれば望ましいことなんです、全部を調査するのは難しいという、こういう現状でございます。

そこで、今政府としてやっておりますのは、いろんな調査を厚生労働省もやっておりますし、また自治体も、いろんな団体の皆さんもやられていたりするわけですが、特に国が調べているものの中で抜けがないかどうか。つまり、あるところで一定以上の基準のものが出ているわけですが、若し違う食品にそういうものが出ているのか、若しくは、その隣の例えば市町村とか県で本来は調べなければならぬのに抜けていて、基準値以上のものが出ているのか、そういう抜けがないかというのを、地図やいろんなそれこそ放射線量を測った記録を見ながら参照をして抜けをなくして

もうそういう意味では随分抜けはなくなりまして、そういうやり方をすることで基準値を超えている物質、食料品が市場に出回っていないという状況をつくるのが政府としての役割だと思っております。そういうことで今全力で取り組んできて、かなり結果は出てきているというふうに考えております。

○風間直樹君 恐らく今の政府の現方針では、なかなか国民、特に子供を持つ母親の理解を得ることは難しいんじゃないかと私は感じています。

なぜ、じゃ、こういう形になってくるか。あるいは、私が見る限り、政府の各省において必ずしも統一した原則、方針の下で今回の事故対応がなされている印象を受けられないわけでありまして、いろいろ考えますと、やはり日本国政府として何を最優先に守るのか、今回の原発事故の後、それは国民の健康なのか、生活上の安全なのか、あるいは日本国経済の効率性なのか、生産者なのか、それとも国の財政なのか。実はこの点について政府の原則が示されていないわけでありまして、だから各省の政策が統一性を欠くんじゃないでしょうか。

私は、この際、最優先に国民の安全と健康を守ることを政府の大原則として掲げるべきだと思

したいと思ひます。

さて、先日、内閣府の食品安全委員会がこの食品摂取による放射能被曝についての中間答申案をまとめております。今日は、食品安全委員長の小泉さんにお越しをいたしております。私もホームページで内容を拝見しました。意を尽くして努力をさせていただいていると思ひます。しかし、一方で、先日の答申案ではいまだ不十分などころもあるのは事実であります。この案は、今後のリスク管理、食品規制値の設定等は、評価結果案が生涯における追加の累積線量で示されていることを考慮し、食品からの放射性物質の検出状況等を踏まえて行うべきと、このように示しています。

今後、パブリックコメントを得て成案が示されると聞いていますが、成案では一層明確な基準を定めるべきと考えます。委員長の御所見を伺います。

○政府参考人(小泉直子君) お答え申し上げます。食品安全委員会は、規制やあるいは指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を実施するリスク評価機関でございます。個々の規制基準等を定めるものではございません。

現在、食品安全委員会が七月二十六日に取りまとめました食品健康影響評価案についてパブリックコメントを実施いたしましたところ、三千件を超える意見等が寄せられ、今その精査を行っております。この精査を終了後、速やかに評価結果を取りまとめまして、厚生労働省に対して答申を行います。同省におきまして、当該評価結果を踏まえて暫定規制値の見直しが検討されるものと承知しております。

さらに、食品安全委員会におきましては、引き続き、国民の皆様を不安を解消すべく、評価結果を分かりやすく説明するリスクコミュニケーションを実施する予定でございます。

○風間直樹君 委員長、子供については特に一ミリシーベルト以下を厳守すべきだという、これは是非盛り込んでいただきたいんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(小泉直子君) 食品安全委員会は、食品安全基本法の国民の健康の保護が最も大事である、重要であるという基本的認識の下、規制や管理等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学に基づくリスク評価結果をやっておりまして、その点についてもしっかりと検討していきたいと思ひます。

○風間直樹君 非常に前向きな答弁、評価いたします。是非、一ミリシーベルト以下、盛り込むように検討をお願いいたします。

さて、今の答弁あるいは答申案を参照しますと、政府として二点の行動が今後必要になってくると思ひます。まず一つは全ての食品について放射能検査を行うこと、そしてもう一点は食品にベクレル表示等を義務付ける、この二点であります。関係大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 食品の検査の方についてお答えをいたします。

原発事故発生以来、食品につきましては、九月二十八日現在およそ二万五千件の放射性物質の検査を実施してきています。今後とも、この検査体制は、検査機器の充実なども含めて充実を図っていきたくと思ひます。これまでの検査の結果も参照しながら、食品中の放射性物質の暫定規制値、これを見直したいと思ひます。新たな規制値を設定した後も、引き続き、食品からの放射性物質の検出状況などを把握しながら、規制値を継続的に検証して食品の安全性を厚生労働省として図っていきたくと思ひます。

○国務大臣(山岡賢次君) お答え申し上げます。

先生のお気持ち、お答えは非常によく理解できますし、みんな共通の認識だと思ひます。実際に、食品安全委員会も担当しておりますけれども、今お話しのとおり、安全委員会は科学的知見に基づいて分析をして答申をするところでございます。

ますので、行政的な処置はする役目ではありませんが、そして厚生省の方でその結果をお出しいただく、その後、私どもの省庁、消費者庁と、こういうことになるわけですが、事業者に対する放射能物質の分析が義務付けられていないと、今はそういう現状でございますから、役所的で恐縮ですが、仮定のことには今答えるわけには、それは困難だと、こういう状況でございます。

ただ、現状において事業者自身が放射能物質の分析をして表示することは、正確な数字であればこれは容認をしていきたいと、こう思っております。

○風間直樹君 お二人の答弁で明確になりましたが、厚生省においてまず全ての検査をするかどうか、これがまず最初なんです。

厚労大臣、もう少し具体的にここは御答弁いただきたい。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは、多くの食品を検査したいという、そういう思ひはございますが、本当に多数の食品がありますので全てを検査するということは現状ではなかなか難しい。その中で、しっかりと検査機器の問題あるいは人手の問題も含めまして、どこまでできるかを検討しながら思っております。

○国務大臣(細野豪志君) 私、放射性物質の汚染対策室を官邸につくっておりますので、その担当大臣でございますので、その観点からお答えをさせていただきます。

風間委員の問題意識は私も同様のものを持ってまいりまして、いろんなことを確認を、調べました。ただ、残念ながら、全ての食料品について検査するのは難しいということでございます。なぜなら、サーベイメーターのように、例えば市場なんかで箱が来るたびに上でさつと測ればそれで調べられるんですけども、食品の場合には、表面上の放射線量ではなくて中の物質を調べなければなりませんので、これを粉砕して機械に掛けて調べるといふ、そういうことになるわけなんです。

ね。したがって、大変これはやれれば望ましいことなんですが、全部を調査するのは難しいという、こういう現状でございます。

そこで、今政府としてやっておりますのは、いろんな調査を厚生労働省もやっておりますし、また自治体も、いろんな団体の皆さんもやられていたりするわけですが、特に国が調べているものの中で抜けがないかどうか。つまり、あるところでも、以上の基準のものが出ていないわけでもないか、若し違ふ食料品にそういうものが出ていないか、若しくは、その隣の例えば市町村とか県で本来は調べなければならぬのに抜けていて、基準値以上のものが出ていないか、そういう抜けがないかというのを、地図やいろんなところを放射線量を測った記録を見ながら参照をして抜けをなくしていきたい。

もうそういう意味では随分抜けはなくなりまして、そういうやり方をする中で基準値を超えている物質、食料品が市場に出回っていないという状況をつくるのが政府としての役割だと思っております。そういうことで今全力で取り組んできて、かなり結果は出てきているというふうを考えております。

○風間直樹君 恐らく今の政府の現方針では、なかなか国民、特に子供を持つ母親の理解を得ることは難しいんじゃないかと私は感じております。

なぜ、じゃ、こういう形になつてくるか。あるいは、私が見る限り、政府の各省において必ずしも統一した原則、方針の下で今回の事故対応がなされている印象を受けないわけでありまして、いろいろ考えますと、やはり日本国政府として何を最優先に守るのが、今回の原発事故の後、それは国民の健康なのか、生活上の安全なのか、あるいは日本国経済の効率性なのか、生産者なのか、それとも国の財政なのか。実はこの点について政府の原則が示されていないわけでありまして、だから各省の政策が統一性を欠くんじゃないでしょうか。私は、この際、最優先に国民の安全と健康を守ることを政府の大原則として掲げるべきだと思ひます。

ますが、総理の御所見を伺います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 原発に関連する問題でいるんな観点からしっかりと政策を講じなければいけないけれども、風間さんが御指摘のとおり、やっぱり国民の健康と安全を守っていく、特に食べ物の安全についてはしっかりとその安全性を確保していくことを最優先というか原則にしていくということが大事だと思います。

〔理事川上義博君退席、委員長着席〕

押しなべて国民の健康と安全を守ることでありますが、とりわけ子供たち、やっぱり子供たちというのは未来から送られてきた留学生ですから、確かな未来に送り届けるためにも、特にチルドレンファーストの観点から子供の安全と健康は特に留意をするという考え方の下で様々な政策を講じていかなければいけないと思います。

今、規制値の問題を含めて、いろいろ専門家の御意見もあるし、いろいろ各省庁間の問題がありますが、今申し上げたような観点の下でみんなが知恵を結集すべきではないかというふうに思います。

○風間直樹君 総理、この暫定基準値を早急に直して、外部も内部も含めて、年間一ミリシーベルト以下、この基準を特に食品に関して定めていただく、この努力を約束していただけますでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 食品の安全性を更に確保するために、今の暫定規制値に代わる新たな規制値をしっかりと設定をするということが大事だということは御指摘のとおりで、それを踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○風間直樹君 これはいつまでも待つていられないんですよ。やはりめどが必要であります。この点、厚労大臣、総理、どんなふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今、御承知のように、食品安全委員会の評価書案、このパブリックコメントが終了いたしました。先ほど御報告にあつたように三千という大変大きいものが寄せら

れました。

そして、並行して、放射性物質汚染対策顧問会議という細野大臣の下の会議で今検討しております。そこで、食品安全委員会の食品健康影響評価書、これが確定をいたしますと、私も厚労省に参りまして、その評価書を踏まえて規制値の案を作成をいたします。そして、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で諮問、答申、そして放射線審議会、文部科学省の方の諮問、答申、その経過を経た上で、食品中の放射性物質の規制値の設定、それはそういう手順を踏んでこれを、規制値を決定することにしておりますので、それをなるべく早くにここが回るようにしていきたいというふうに思っております。

○風間直樹君 ミリシーベルト以下は、言うまでもありませんが国際的な基準であります。それののつとて日本政府が国内法を整備する、特に食品関係の国内法を整備する、これは急務でありますので、このことを指摘しておきたいと思

さで、放射能汚染瓦れきの焼却についてお尋ねをします。六月に、放射能瓦れきについて環境省が焼却を許可したという報道がされています。これについて、瓦れきに付着した放射能が焼却によって再び空气中に飛散するんじゃないかと、こういう指摘がされているわけでありますが、この懸念はどう考えたらよろしいでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 放射性の廃棄物の処理というのは、福島県だけではなくて東日本でかなり広範な課題になっておりますので、重要な御質問をいただいたというふうに思っております。環境省では、災害廃棄物安全評価検討会というのを随時開催をしておりますので、その中で、その焼却を焼却をした場合の安全性について検討してまいりました。専門家を集めてのこの検討会の中で、バグフィルターなどのしっかりとしたそういう廃棄物が除去できる装置を付ければ安全に焼却できるとい

とを各自自治体にお伝えをし、お伝えするだけではなくて、実際にそれが付けられているかというのを確認をした上で安全に処理できるところでは是非始めていただきたいと、そういう要請をしているところでありま

○風間直樹君 このバグフィルターですが、例えばセシウムに関してはどれぐらいの除去ができるんでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) この除去率でございますけれども、排ガス中のセシウムにつきましては九九・九%以上除去されるという調査結果が出ております。今、私の手元にバグフィルターによって実際に測定をされたそれぞれの焼却施設のデータがあるんですが、ほとんどが、ほとんどというかバグフィルターに関しては全て検出限界以下でございます。不検出という形になっておりますので、確実に除去できるものというふうに承知しております。

○風間直樹君 適切な処理をお願いしたいと思

続きます。今日のことか一番重要な質疑ですが、原子力安全委員会のこの間の機動性についてお尋ねをいたします。原子力安全委員会は、原子力基本法第五条二項で、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、決定すると規定されています。非常に重要な委員会です。

しかし、この間、動きがほとんど見えない、存在感が感じられないと感じるのは私だけではないと思

長はどのように理解をし、今日まで行動されてきたん

○政府参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会の任務は、おっしゃるとおり、原子力利用にかかわる政策のうち、安全の確保のための規制に関すること等につきま

具体的には、指針類等によ

て基本的な考え方を示すとともに、規制行政を監視、監査する

原子力災害対策本部に対して助言を行うということになって

○風間直樹君 私はどうもそういうふうに見えない

かという御批判は承知してございますが、原子力安全委員会としては、記者会見等を積極的に開くとともに、例えば助言については経緯等も含めてしっかりと発表するようにしております。我々としてはできる限りのことをしているつもりではござ

ざいます。その評価については事故調査・検証委員会等の結果を待ちたいと思っております。

○風間直樹君 私はどうもそういうふうに見えないんです。例えば、我々が公開情報として知ることができ

る議事録があります、安全委員会の。これを見て十分な審議が尽くされているように感じられないんです

か。○政府参考人(班目春樹君) 議事録として発表しているものというの

は、もうこれはきちんとしていたものでござ

います。我々、原子力安全委員五人というの

はもうしよつちゆうのように顔を合わせて会議をして

ございますので、十分な審議は尽くしているというふう

に考えてございます。○風間直樹君 元安全委員長の代理の住田さんという方がいらつしや

人的な印象かもしれないが、原子力安全委員会は右往左往しているように見えると、筋から言えば、政府は多くの技術者がいる原子力安全委員会を参謀本部として使うべきだ、非常時だからこそ、安全性にかかわってきた原子力安全委員会が前に出ないといけないと。委員長代理から御覧になってもこういう印象だということなんです。

班目さん、これのように受け止めますか。

○政府参考人(班目春樹君) 現在の法律体系によりますと、原子力事業者を直接規制するのは原子力安全・保安院でございます。我々の役割は、原子力安全・保安院を監視、監査することになつてございます。直接的に事業者を指導するということは非常に難しいことになつてございますが、その辺りも含めて今後検討していただければ幸いです。

○風間直樹君 議事録を見ますと、この保安院に対する監視、監査さえも私は不十分だと思えますよ。報告を受けている、確かに。しかし、それに対して二、三名の委員がコメントを述べて終わりというのがほとんどの委員会じゃないですか。

委員長、いかがですか。

○政府参考人(班目春樹君) 実際に公開しておると思えますけれども、必ずしも、本会議の場での質疑以外にも、あらかじめ内々聴取して的確なコメントは原子力安全・保安院の方に伝えているという状況でございます。

○風間直樹君 これは私は公開が必要だと思うんです。なぜかという、原子力基本法に規定されているとおり、原子力の安全は民主的透明性の下に確保する必要があります。だから公開が必要なんです。

班目さん、いかがですか。

○政府参考人(班目春樹君) 本会議の議事録につきましては、速記者を入れてもう逐語で完全な公開をさせていただきます。それに対して、内部での打合せとなりますと完全な逐語での速記録というものはちよつと取れておりませんので、そ

の基本的な内容についてはこれはもう既に現在でもホームページ等で公開しているという状況でございます。

○風間直樹君 それでは、言い方を変えてお尋ねしますが、この原子力安全委員会の機能のうち安全確保に関する事項について「企画し、審議し、及び決定する」、この「決定する」が実は肝心でありまして、この決定権というのは、普通は大臣しか持つていないんですね。一般の審議会には決定権は与えられていませんが、原子力安全委員会にはこれが与えられている。なぜかといえば、原子力の安全が国民の健康上非常に大事だからであります。

この原発事故が起きてから今日までの間、班目委員長及び合計五人の委員の皆さんが決定した案件は幾つか、報告した案件は幾つですか。

○政府参考人(班目春樹君) 安全委員会決定という数では多分十ははいっていないと思えますけれども、例えば避難区域の解除とか復興の在り方についての基本的な考え方であるとか、あるいは瓦れきの処理等々についての基本的な考え方等を決定してございます。この決定といいますが基本的な考え方に沿って原子力災害対策本部の方では実際の施策を考えていただいているというふうに考えております。

それから、報告の方につきましては、今まで私の方ではまだしていないという状況でございます。

○風間直樹君 こちらに出したのは原子力安全委員会のホームページからの抜粋であります。(資料提示)

ここに明確に書かれていますね。基本的な考え方を決定し、行政機関並びに事業者を指導する役割を担っている。この行政機関並びに事業者を指導する役割、これは保安院も入っているんですよ。なのに、なぜ保安院に対して監視しかできないんですか。

○政府参考人(班目春樹君) 監視、監査すると書いてございますけれども、当然指導も行つておる

というふうには我々は考えてございます。

○風間直樹君 委員長、端的にお尋ねしますが、この原発事故以降、委員長として適切に仕事を果たしたあなたはお考えですか。

○政府参考人(班目春樹君) 実際問題として事故の拡大を防げなかったということは、これはもう私の能力の限界だということ、その点にしましては不明を恥じております。しかしながら、私に持つていた能力の限りにおいては懸命になつて仕事をしたというふうには考えてございます。

○風間直樹君 総理、私、今日この質問を非常に大事な質問と位置付けてしているんですが、なぜかという、この原発事故以降、我々政治家の間にも国民の間にも、政治家の役割と科学者の役割との間に混同があるように思ふんです。科学者の役割というものは、言うまでもありませんが、科学的な合理性に基づいて例えば事故対応の選択肢を提示すること、政治家の役割は、その提示を受けてそれを選択し、そしてそれらを実行する体制整備を取るのだと思ふんです。

この観点から見たときに、今日、原子力安全委員会が果たした役割を果たしているのか。私は不十分だと思ふんですが、委員長、いかがですか。

○政府参考人(班目春樹君) 私どもといたしましては、法の定めるところにおいて最大限の努力をしておりますというふうには考えてございます。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力安全委員会を所管する大臣として御答弁を申し上げます。

今回、原子力安全委員会をめぐる評価については、国民の間から非常に厳しいものがあるということも私もよく承知をしております。班目委員長とは三月の十一日以降、数か月は顔を合わせない日がないくらいやってまいりましたし、その後も含めて懸命にやつておられる姿はよく私も理解をしております。ただ、その一方で、やはり原子力安全委員会の組織としての限界が明らかになつた部分もあるんだらうというふうには思つております。

一つ指摘を申し上げますと、IAEAからIR

RSという日本に対する規制機関の評価の報告書というのが出ておるんですが、そこにはこういうふうにかかれております。報告というのが一番厳しい部分なんです。評価の部分なんですけれども、規制機関である原子力安全・保安院と原子力安全委員会の役割、そして特に安全針の策定に関して明確化を図るべきであると。すなわち、原子力安全委員会と原子力安全・保安院の役割が非常に不明確であるという、国際機関ですから若干緩めた表現にはなつていますが、非常に実際には厳しい指摘をいただいていたんですね。

ですから、原子力安全委員会としてどこまでできるのかということに関して、法律の規定する範囲というものはあるわけですが、なかなか直接踏み込めないという制度的な問題はあつたのではないかと、そのように感じております。

もう一点だけ申し上げますと、原子力安全委員会のもう一つの特徴は合議制の機関ということ、常に合議をしなければならぬということになります。これは、もちろん透明性という観点からは望ましいし、それはしっかりやっていたらかなければならぬわけでありまして、連日助言をして、連日様々な決断をしなければならぬときに、この安全委員会という組織の在り方そのものが本当に危機管理に即していたのかどうかということに関しては、私は若干のそこは疑問を感じておるところであります。

○風間直樹君 この委員長及び委員の役割、私はやはり基本法の中で決定権が付与されているというものが非常に大きいと思ふんです。是非、班目委員長、このことを一層自覚をしていただきまして今後精励されるべきと思ふんですが、御所見いかがですか。

○政府参考人(班目春樹君) 風間議員のおっしゃるとおり、原子力安全委員会としては決定権というのを持つていて基本方針というのを示すことができる、これが一番大切な役割だと思つておりますので、一層これからそれに精進したいと思つております。

○風間直樹君 今、精進されるというお言葉ありましたが、私は実はそう考えていないんです。今日、国民は、この原子力安全委員会の状況に鑑みて、原子力の安全規制というものが科学的合理性に基づいて行われていると、およそそうは感じていないんだらうと思います。

やはり、政治家の責任と科学者の責任を峻別した上で、科学者には安全委員会において明確な責任を担っていただかなければならない。私は、残念ながら今の安全委員会はその任に堪えないのではないかと思っておりますし、総理にこの安全委員会の委員の責任をきちんと問うていただきたい。そして、速やかに委員を入れ替えるべきではないかと私は思っております。

特に、欠落が一つある。安全委員会の委員五人のうち地震学者が一人も入っていません。これはいいんでしょうか。総理のお考えをまずお尋ねしたい。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力安全委員会は法に基づいた非常に強力な組織になっておりまして、委員の任命についても厳格な規定がございます。原子力安全委員は五名おりますけれども、この五名については総理が指名をし、国会が同意をする形になっておりまして、心身の支障や著しい法の趣旨に反した行動がない限りそういう罷免をすることはできないという、そういう仕組みになっておりますので、任期を全うしていただくというのがこの制度の趣旨だというふうに理解をしております。

来年の四月には新しい原子力安全組織を立ち上げようということでも今急ピッチで準備を進めておりますので、その段階で新しい組織をつくり、その中でしっかりと安全規制をしていくというのが今政府の考え方でございます。

○委員長(石井一君) 総理、いいですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今、細野大臣から御説明があったとおりなんです。両院の同意を得て内閣総理大臣が指名をしています。したがって、委員の問題意識の背景、いろいろ先ほど来の

質疑で理解はしますが、一層やっぱり科学者としての自覚、責任感を持って重責を担っていただきたいというふうに思うと同時に、任期満了のときにその都度最適な人材を選んでいくということが必要だというふうに思います。

○風間直樹君 ここで一つの課題が浮かび上がったと思えます。恐らく、これまで原子力安全委員の任命に際しては、事務方、多分内閣府なり経産省なりから人事案が上がって、それを総理、内閣がこれでいいかと決定をした上で国会に提案をされてきている。恐らくここに、私は政府の提案にも国会の同意人事の際にも十分な議論が尽くされていないなかつたという嫌いが否めないと思えます。これは我々国会も十分に反省しなければいけません。

そこで、少なくとも原子力安全委員に限った場合、私は国会の同意人事に際しては公聴会を最低開くべきだろうと思えます。そこで、それら五名の委員が果たして国民の健康と安全を担う資質と責任感を持っているのかどうか、それを確認するべきだと思えますが、今まさに現場でこの作業に、収束に当たられている細野大臣と総理から御所見を伺います。

○国務大臣(細野豪志君) そういう考え方を野党時代、私どもも重要な同意人事については国会でしっかりとやるべしという考え方を提示をしております。また、特に原子力に関しては非常に大事な役職でございますので、風間委員の御指摘については私も賛同できる部分がございます。

ただ、実際におやりになるかどうかは議院が決めることであるということも、もう一つは、原子力安全委員会の委員の任期というのはこれから年度末までずっとございまして、来年の四月に新しい組織が立ち上がると、安全委員会の委員としての新しいメンバーというのは、選ばれるという機会が、実は四月に立ち上げられなければいけません。ですから、そういったことも踏まえて、私としては、来年の四月に新しい組織、形を変えてしっかりと安全規制ができる体制を整えて、その中で、後ほどもしかしら御議論あるかもしれま

せんが、原子力安全審議会をつくることによつて、その中の任命において、できればそこは国会の同意人事という形にしたい。まだ私の段階の検討でございますが、そのように考えております。

○風間直樹君 班目委員長、今随分議論しました。是非、もつとリーダシップを持ってやってください。そして、それが国民に対して十分に示した上で、国民の理解を得られるようにあなた方の仕事をしていただきたい。このことを申し上げておきたいと思えます。

さて、総理、そして細野大臣、一点、この項目の最後にお願いをしたいんですが、福島第一原発で今なおこの事故の収束に当たつていらつしやる作業員の皆さんの安全確保、勤務条件の確保についてであります。先日、視察に行かれました。十分現場の実態御存じだと思います。様々な、過酷労働だという声も聞いておりますので、この点くれぐれも配慮をお願いしたいと思います。

さて、続きまして、先ほど細野大臣からありました、この原子力安全規制を担当する新しい組織について伺いたいと思えます。

大臣、この組織の趣旨について簡単に御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) この新しい組織をつくる理由、そして組織をつくる際の考え方、三つございまして。

まず一つは独立性。これまで推進側と一体になっていたという非常に厳しい御批判がございまして、まずは原子力行政を推進する経済産業省と資源エネルギー庁からはしっかりとまず独立性をさせるという、これが第一でございます。

もう一つは、先ほど原子力安全委員会の役割について申し上げましたが、これまではそれぞれの安全規制にかかわる専門家が分散をしております。したがって、これを一元化をするというのが二つ目の考え方でございます。原子力安全・保安院、そして原子力安全委員会、さらには文部科学省にも一部規制にかかわっているそういう部

門がございまして、それを一元化をすることでオールジャパンで規制機関をつくっていくと、これが二つ目の考え方です。

そして、第三の考え方として、危機管理に対応できるような組織にしようということでありまして、三条委員会にした方がいいのではないかと、委員会形式、それは一番初めに随分本格的な検討をいたしましたところでございますけれども、やはり危機管理ということを考えると、行政機関にした方がやはり対応できるのではないかと。しかも、福島第一の収束という役割も、東京電力福島原発の事故の収束という役割も担っていかなければなりませんので、そうした危機管理的な側面を考えたときに、行政庁と考えるべきではないかと。そういうふうに至つたことも含めて、危機管理というのが三つ目のポイントであると考えております。

○風間直樹君 今おっしゃつた三点について、一つずつただしていきたいと思います。

まず、独立性ですが、おっしゃる通りに、安全担当機関は強い独立性が必要であります。しかし、原子力安全庁とした場合、国家行政組織法上、庁になります。庁は省の外局であります。したがって、現行の原子力安全委員会よりは明らかに格下となるわけで、強い独立性が付与できるかどうか、私は不安ですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) まず、最も大事なことは推進側からの独立性であります。

環境省に設置をした場合に、特に、まあ環境大臣になつてからは僅か一か月の間なんですけど、環境省の職員とも随分議論をいたしました。まず認識として、今回の東電のこの福島原発の事故というのは史上まれに見る究極の環境汚染だという問題意識を環境省は持つております。したがって、こういう事故を二度と起こさないためにはどういった安全規制をすべきなのかということについての真剣な議論がスタートをしておりまして、したがって、独立性という観点から申し上げ

げるならば、推進サイドから完全に独立をして厳格な安全基準がしっかりと定められるということにおいては当初の目的を達成できてきているのではないかと、達成できるのではないかと、そのように考えております。

○風間直樹君 確かに推進側からは独立をしまし、しかし、庁です。省よりは弱い。組織として、そのもの自らの独立性という意味では私はやはり少し足りないような気がしますが、大臣、この点はいかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) その第三点目に申し上げました危機管理とかかわってまいります。

原子力安全委員長もいらつしやるので、決して批判ではないというふうな受け止めていた、だいたいでいいけれども、私、補佐官として原発事故に対応しまして、その後、大臣になって直接原子力安全委員会を所掌するようになりまして。

ただ、所掌をしている大臣だからといって原子力安全委員会の様々な議論に直接立ち入ることは許されておりませんし、在り方についても、例えば方向性を示すとか要請をするとかいいうことはあつても、あと一歩立ち入ることができないという、そういう意味での政治的な独立性が原子力安全委員会にはございます。これは、裏返して言うと、実際に危機的な状況になつたときに、こういうことをやつてもらいたい、こういうふうなところを、それこそ例えば危機管理的に緊急でということについての十分な権限を担当大臣が有しないということを意味するわけですね。

したがって、格の問題という議論はいろいろあるかもしれませんが、そこは私は、実際の新しい組織の力の示し方によって十分私は補い得るというふうな思つておりました、むしろいふゆるその三条委員会とか八条委員会という国家行政組織法上のステータスというところに重きを置くよりは、実質的な力のある組織ができて、そこが危機管理をやり切ると。

風間委員、私、これずつとと考えてきたんです。もう三月からずうとどういふ組織がいいか

というふうな考えてきて、原子力安全委員会と原子力安全・保安院と諸外国の国も見てきました。諸外国の国も見てきた中で、日本ではやはり危機管理においては三条委員会、さらには八条委員会という考え方も行政庁の方がいいのではないかと、このように考えた次第であります。

○風間直樹君 民主党の原発事故収束の部会で細野大臣ともこの点、議論をいたしました。私もこの案が出てから、国会の職員、こうした人事専門あるいは原子力関係専門の職員と随分議論をして、どうすべきかという案を練つてきました。

今日申し上げている、これからも申し上げます、合計三点のことを言うんですが、これは国会の職員あるいは専門家、そして私、議員としての風間直樹の総意であります。確かに大臣おっしゃるような、そういう点は紛れもなくある。しかし、それならば、私は、この原子力安全委員会に現在付与されている、先ほども申し上げた、強い勧告権と決定権、これを生かしつつ、行政委員会に移行して、その委員長には政治家を充てれば全ての課題がクリアできるのではないかと、思うんですが、大臣、この点はいかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) 一つの例が、例えば大臣が委員長をしているという意味では国家公安委員会というのが一つの例になるわけですね、山岡大臣がやられていますけれども、国家公安委員長は確かに大きな権限を持っておりますけれども、一方で、直接的な指示権は持っておりません、警察に対しては、これは警察庁の長官なんですね。私自身が、例えば事故が起こった場合の様々な対応を経験しました。いろんなそれこそ指示を総理から出していただいた、それを伝える役をやりましたので、そういうことを経験をした中で、委員会というものはどうしても弱いと思

います。

諸外国を見てみましたけれども、確かに、NR Cという、アメリカは原子力規制委員会という形になっております。しかし、そのほかの国は行政機関でやられているんですね。それは、ある意味で、

こうした原子力行政というのは透明性が求められる一方、危機管理的な側面が求められるからなんですね。我が国の行政組織においては、様々検討した中というならば、今申し上げたような理由で行政庁とするのが一番適当ではないかと、私は今でもそう考えております。

○風間直樹君 ここに私の考える要点をまとめてあります。

一番は、先ほど申し上げたとおり。二番は、この現行の原子力安全委員会に与えられている強力な権限、これが喪失されるのではないかと、いう不安。つまり、庁となつた場合、原子力安全委員会は原子力安全審議会に衣替えをしようと言われている。この審議会は審議会令という政令レベルで規定されますので、法制上強力な権限を喪失するのではないかと、こういう不安であります。三番は、今も議論になりましたが、庁になるので国会の同意人事が、これ不可能になります。つまり、国会の統制外になると。原子力行政を民主的に公開で行う原則から後退するということではありません。

大臣、この私の三点について、御答弁いただきたいことは結構ですが、まだいただけていない点、お触れいただけますでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) まだ制度設計中ですので、是非、風間委員のこうした御提案をしっかりと受け止めた上で更に検討を進めていきたいと思つておるんですが、現段階で私が考えておりますのは、原子力安全審議会なんです、これはしっかりと法律に書く必要があるというふうな思つております。したがって、その原子力安全庁の下にあるいわゆる御意見書というふうな存在ではなくて、しっかりとした、そこからは一歩離れたところにある審議会として機能させようと思つております。

この勧告は、もちろん大臣への勧告というのもあり得るんですけども、場合によっては、場合によつてはこの審議会が、例えば原子力安全庁のやつていることでむしろ違ふのではないかと、そういう考えがある場合には総理にも直接勧告をできるような権限を持たせるのも一つのアイデアだと思つております。

それだけの権限を持たせる審議会ですから、当然、法律に基づいて設定をする以上は国会の同意人事にすべきだというのが私の考えであります。

○風間直樹君 是非、これは同意人事、国会の統制の下に置くというのが大事でありますので、今後そこは議論をしていきたいと思つております。

それから、先ほどから班日委員長おっしゃつて、自分たちは保安院に対して監視、監査しかできないんだと。これ本当かどうか分りません。法制上、私は違ふと思つております。原子力基本法の四条でより明確な権限が安全委員会には与えられていると私は考えていますが、もし委員長がそうおっしゃるのであれば、ここはやはり、今回、機構改革をする上で改善をする必要があると思つております。この点も、大臣と今後議論を深めていきたいと思つております。

さて、今回の原発事故について情報公開が十分されていないと、首長の皆さんから声が上がつてい部分があります。それはすなわち、福島第一原発で一体何が起きたのかということですね。国民の安全に関する情報は公開が原則であります、この福島第一原発には二台のカメラが設置されています。一つは、IAEAが設置している核燃料棒の取り出しを監視するカメラ、そしてもう一つは、東京電力が設置している通称ふくいちライブカメラと言われるものであります、この二つの映像を私は国民に公開し、一体何が起きたのかの全貌を開示すべきだと考えます。担当大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(細野豪志君) IAEAの方は、これは日本が直接何か差配できるものではありませんので、難しいかと思つております。ただ、東京電力が持つて居る様々な情報については、当然基本的には全て開示をされると、量が膨大だとするならば、それはもう必要に応じて開示を求めていくというのが当然のことだと思つております。

ふくいちライブカメラについては、当初は一部の情報が、例えば何か現象があったときのデータのようなものが公開をされていたんですが、是非ライブで常にネット上で公開をという要請が各方面からございまして、私の方で東京電力に強い要請をいたしまして、補佐官時代でございましてけれども、今リアルタイムで映像が常に公開をされております。

そういったことを進めることによって、今何が起きているのかというのをまず国民に知っていただくことは極めて重要であると、私もそう考えております。

○風間直樹君 じゃ、文科大臣から先に。

○国務大臣(中川正春君) IAEAの方は私の方で管轄しているんですが、是非交渉をしてこれを公開をしていくという方向で持っていきたいと思っております。ただ、今のところ現場に入れないという状況でありますので、そのことも勘案しながらやっていきたいというふうに思います。

○風間直樹君 文科大臣には、現場に入れるようになった状況で直ちにこれを公開するべき手段を取っていただきたい。

それから、細野大臣、私がお聞きしましたのは、今の映像ではなくて事故時の状況の録画なんです。これ、まだ公開されていないんです。この点、御答弁をお願いします。

○国務大臣(細野豪志君) 今、風間委員が御質問されているのはふくいちライブカメラの事故時の映像ということですか。済みません、ちょっとふくいちライブカメラがいつの時点で設置をされたものなのかというのを今すぐに認識、手元に情報がないものですから、事故時からあったということとを前提にしてということですね。

私は、ふくいちライブカメラに限らず、東京電力が持っている様々な情報については最大限に開示がされるべきものだというふうに思っておりますので、どういった情報があるのかというのをもう一度確認をした上で、必要に応じてそれは公開すべきだということだと思っております。

また、当然、検証委員会などでも様々なこれから作業が行われることになってくると思っております。そこにそういった情報が開示されるべきであるというのには当然のことだというふうに考えております。

○風間直樹君 私が確認したことを申し上げますと、東電のふくいちライブカメラは事故前から回っております。事故後、ライブ映像が実は写真に変わったんです。一時、一時間に一回の写真に変わったんですね。その後さらに、パスワードを入力しないと見れない状況になりました。今はまた元の状況、つまりライブ映像が流れている、こういう状況に戻っています。

ですから、事故時の録画をしているんです。これを細野大臣、東電に対して提出を求めているのだと思いますが、御答弁をお願いします。

○国務大臣(枝野幸男君) 東京電力に対する指導監督権は経産省に現時点ではございますので、御指摘のとおり、当時の映像があるならば、それは当然公開するべきものであつて、国会ないしは経産省から求められなくても出すのが私は当然だと思っております。出してない部分があれば出すよう促した上で、出さなければ法に基づいて報告徴収を求めてまいります。

○風間直樹君 私、自宅が新潟なんです。私の自宅から約四十キロのところに柏崎刈羽原発があります。中越沖地震でこれが事故を起こしましたときに、このときの映像は結果として公開されました。それが新潟県の防災対策としても非常に役に立っています。ですから、今回も東電に対して提出を求めているので、このように考えます。さて、続きまして、学校の津波避難対策について伺いたいと思います。

現在文科省では、地震の際、津波が来た場合、沿岸の学校への津波避難対策、どう取るように指導されているか、御答弁をお願いします。

○国務大臣(中川正春君) これからの防災対策の中で、子供たちに対する防災教育ということ、こ

れを最優先に取り組んでいくという方向で、今専門家の中間の有識者会議を開催をしましてその中身について詰めているところであります。

いろんな観点があるんだと思うんですが、一つは、マニュアルを作っていくということが大切だと思っております。それで、このマニュアルについては、教育現場あるいは地方自治体を中心に、

自ら考えていきながら、いざというときにそれぞれでどう作っていくかという観点があるかと思っております。それと防災教育を絡めて一つの体系化をしていくということ、それに対して専門家の観点から、マニュアルもそうなんですが、どういう形でこの防災教育を進めていくかという、これを指導していくという、そういう観点からこの専門家の会議の中でその類型化を作っていくというところ、この両方向で今整理を始めておりまして、しっかりと徹底をしていきたいというふうに思っています。

○風間直樹君 文科省から四月の五日にこの津波避難対策については都道府県の教育委員会に通知が行われているところですが、私も自分の住む地元の教育委員会にこういった要望書を四月二十五日に持参をいたしました。

ポイントはいくつかあります。まず一番目、この下の記とこのところですが、避難場所、避難方法を見直してほしい。二つ目に、これらを保護者へ説明、連絡をしてほしい。三つ目に、この見直しを経た避難訓練の定期的な実施をしてほしい。これを教育委員会から各学校設置者、学校校長に通知、対応を取っていただきたいとお願いをいたしました。

そうしましたところ、各学校でいろいろ対策を取られたのでしよう、その結果を聞き取り調査をしたんですが、それがこちらの表であります。九月に私の事務所で聞き取り調査をした内容をこの表にまとめています。

実は、日本海側、私、新潟なので日本海側を例に議論しますが、これまで度々津波は起きています。八三年には日本海中部地震で最大十六メートル

ル、九三年には北海道南西沖地震で最大三十一メートルの津波。日本海沿岸の津波の特徴は三つありまして、同じマグニチュードでも太平洋沿岸に比べて高さが二倍になる可能性がある。これは海底断層が急だからであります。二点目は、津波が起きる場所が海岸から近いために津波が到来する時間が五分から十分、つまり避難する時間的余裕がないということ。三点目は、太平洋側に比べれば発生回数は少ないということです。

この聞き取り調査によりまして、課題が幾つか浮かび上がってきました。順次申し上げますと、多くの学校で屋上を避難場所と想定しているんですが、この場合、屋上柵の設置が必要であります。また、避難計画について専門家によるアドバイスを求める学校が多くあります。さらに、地域広域での避難所となつた際の先生方の対応の訓練の必要性があるんじゃないかと御指摘。また、同様の場合の避難所運営マニュアルが必要だという御指摘。さらに、新潟柏崎刈羽原発で事故が起きた場合どうすればいいのかわからないと、こういう声。最後に、学校から保護者に対して、日常的に学級通信などで、こういう避難訓練を行っている、避難場所はどこですと、こういう通知、周知が必ずしも回っていないという、これらの課題があります。

これらに対して各県庁でどのような対応をお願いできるか、御答弁をお願いします。

○国務大臣(平野達男君) 私の方から津波に関してちょっと御答弁をさせていただきますが、今回の東日本大震災の教訓は大きな津波が来たらとにかく逃げるということでございます。これは学校のみなさんで地域全体として逃げるという体制をつくらなければならないというふうに考えています。

その場合にどういった津波を想定するか、そして、今委員の御指摘にもございましたけれども、地域によってその津波の高さと地震発生してから津波が到達する時間が違つてまいります。その時間も専門家の意見を聞きながら特定をしましてそ

の対策を立てていくことが大事だというふうにか
えております。その場合に、近くに建物がある
いうことであればその避難場所を指定して、地
域にその建物が避難場所ですよということを持
定する。これは学校についても同じだと思います。

○国務大臣(中川正春君) 先ほど御指摘のあり
ました屋上の柵であるとか、あるいはまた地域が
避難所として指定したところを見てもいゆる集
まってくる、そのときに一刻も早く屋上に上
れるような外付けの階段であるとか、そういう
類いのものを補助事業としてしっかり位置付
けていく、今現状もそうなっているんですが、
そういうものをも一度確認をしていくことがあ
ります。

○国務大臣(前田武志君) お答えいたします。
大規模震災の際にも首都機能が維持されてい
ることは極めて重要な課題でございます。
今般の東日本大震災復興構想会議におきまし
ても、首都直下地震の可能性などを考慮し、各
種機能のバックアップの在り方、機能分担、配
置の在り方など広域的な国土政策の検討が必
要と、この指摘されております。

また、国土審議会政策部会防災国土づくり委員
会の提言においても、東京圏の機能をどう分
担し、バックアップするかということについて
検討すべしというふうな指摘を受けておりまし
て、国土交通省としても、東京圏の中核機能
をバックアップするに際しては、有識者による
委員会を今立ち上げようとしておるところで
ございます。

○風間直樹君 この首都機能代替に関する法律案
が次の国会に出される、こういう動きがあり
ます。政府としても対応する必要があると思
います。第三次補正予算等でその調査予算を
計上する意向があるかどうか、お尋ねしま
す。

○国務大臣(前田武志君) お答えいたします。
今委員御指摘のように超党派の議員連盟がご
ざいます。長年にわたって検討してきて成果
がいくつかあります。実は、それを御指導さ
れているのが石井委員長であるわけでござ
います。国土交通省としても、三次補正にお
いて調査費

特に、この学校屋上柵の問題あるいは学校の
そもも高層化を図るという問題、これらは非
常に喫緊でありますので、物によつては三次
補正での措置も検討していただきたい、この
ことをお願いいたします。

さて次に、首都圏災害時、今回福島で事
故が起きた、地震が起きた、こうしたことが
首都圏災害としていかなる形で起きてきた
場合、政府機能をどうするかという問題が
出てきます。国会にも超党派の議員がで
きています。バックアップ機能をどこにつ
くっていくべきではないか、こういう議論が
なされておりますが、現段階で政府のお考
えはどうか、国務大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(前田武志君) お答えいたしま
す。大規模震災の際にも首都機能が維持され
ることは極めて重要な課題でございます。
今般の東日本大震災復興構想会議におきまし
ても、首都直下地震の可能性などを考慮し、各
種機能のバックアップの在り方、機能分担、配
置の在り方など広域的な国土政策の検討が必
要と、この指摘されております。

また、国土審議会政策部会防災国土づくり委員
会の提言においても、東京圏の機能をどう分
担し、バックアップするかということについて
検討すべしというふうな指摘を受けておりまし
て、国土交通省としても、東京圏の中核機能
をバックアップするに際しては、有識者による
委員会を今立ち上げようとしておるところで
ございます。

○風間直樹君 この首都機能代替に関する法律案
が次の国会に出される、こういう動きがあり
ます。政府としても対応する必要があると思
います。第三次補正予算等でその調査予算を
計上する意向があるかどうか、お尋ねしま
す。

○国務大臣(前田武志君) お答えいたしま
す。今委員御指摘のように超党派の議員連
盟がございます。長年にわたって検討して
きて成果がいくつかあります。実は、それを
御指導されているのが石井委員長である
わけでございます。国土交通省としても、三
次補正において調査費

の要求をさせていたたくことになっており
ます。もちろん、内閣官房においても内閣
の機能強化という観点からやっております
ので、内閣官房とも連携を取りながら予
算要求をさせていただきたい、このこと
を申し上げます。

○風間直樹君 対応をよろしくお願
いいたします。最後に、冤罪事件あるいは未
解決事件について質問いたします。群馬
県、栃木県、群馬県の太田市、栃木
県の足利市で七〇年代後半から九〇年代
の頭にかけて五件の幼女誘拐連続殺害事
件が起きています。しかも未解決であり
ます。両県警の最新の捜査状況をお尋
ねいたします。

○政府参考人(金高雅仁君) 御指
摘の群馬、栃木両県で発生した幼女を対
象とする五件の殺人事件等につきましては、
同一犯人による犯行の可能性も否定でき
ないところから、公訴時効の完成してい
ない平成八年に太田市内で発生した事
件、当時四歳の幼女が連れ去られ、現在
所在不明になっている事件でございます
が、この事件につきましても群馬県警に
おいて、他の四事件との関連も含めて
捜査中でございます。

具体的な捜査状況については答弁を差
し控えますが、現在群馬県警においては、
栃木県警とともに必要な情報交換や捜
査上の連携を図りながら、被害者の所在
や不審者に関する捜査など、所要の捜
査に当たっております。○風間直樹君 局
長、捜査は進展していますか。○政府参
考人(金高雅仁君) 鋭意進めるところ
でございます。

○風間直樹君 これ、足利事件がこの
うちのひとつなんです。私はいろんなもの
を読んで調べてみましたが、この五件は
恐らく同一犯による犯行と考えて
間違いはないと考えています。それだけ
犯行状況が酷似している。

これは総理を始め大臣の皆さんにお
訴えしたいんですが、日本で五人の幼
女が誘拐され、うち四人が殺され、し
かも未解決という事件はないんです。
ほかにないんです。だから、国会でこの
問題

が何度も取り上げられ、捜査を求
めています。山岡大臣、栃木でいら
っしゃいます。御所見を伺いた
いと思います。○国務大臣(山岡賢次君) 風
間委員がかなり以前からこのこと
に重大な関心を持っていらることに
私も栃木県でございます。足利に住んで
いたことありますから、そのうちの
三件は足利で、二件は隣の太田
でございます。先生のおっしゃ
るのとおり、このことが解決して
いないということにしましては、
捜査本部を設けて徹底的に捜査
したんですが、結果が得ていない
ということ遺憾でございます。

そして、おっしゃるとおり、極めて
類似しているわけでございまして、
幼女を狙っているということと、
それから、それからみんな隣接地
であるということ、それから、
そういうことから一般的には同一
犯だと当局も考えて進んでいる
わけでございまして、大変申し
訳ないんですが、まだ結果を得
られておりません。全力を挙げて
これに取り組みで解決をしてい
くように警察をよく指導、督
励をしております。

○風間直樹君 よろしくお願
いいたします。法務大臣にお尋
ねいたします。冤罪ラッシュと呼ば
れる事象が最近度々重なること
があります。先日、日弁連がこの
冤罪ラッシュに関し、冤罪の原因
究明、防止のための第三者機
関を設置するという求めを出し
ました。これに対する政府の対
応はどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(岡田秀夫君) お
答えいたします。委員が御指摘
になつていらっしゃる冤罪とい
うのはいろいろ定義があつて、
取りあえずおいておくとして、
当然のことながら、犯人でない
人を処罰するようなことがあ
つてはならないこと、これはし
っかりと認識しておるところ
でありまして、そのような事
態は誠に遺憾なことであるとい
うふうに思っています。

日弁連が指摘している第三者機
関について言う、これは政府の
捜査とか起訴の部分と、それか

ら公判の裁判所が関係する部分がございますので、取りあえずは政府が関係する部分について申し上げますと、検察当局等におきましても、捜査、公判上の問題点に関する検証を行って公表するなどしてきておるところでございます。これを教訓として、基本に忠実な捜査、公判の遂行に努めてきたというふうに思っております。

また、委員御案内のように、厚労省元局長無罪事件に端を発しました一連の事件というのがございます。これに関連して、私の前任者であります江田前法務大臣からも、本年の四月に検察の在り方検討会議の提言を踏まえた検察の再生に向けての取組という取組方針を明らかにして、検察当局でも鋭意この方針に沿って取り組んでおるところでございます。

その中身としては、検察官による被疑者取調べの録音、録画の範囲を試行的に拡大するというようなこと、あるいは最高検察庁に監察指導部を設置して、検察官の捜査、公判遂行上の違法、不適正行為に必要に応じて監察を実施するというようなことをしているところでございます。

とはいえ、御指摘のような第三者機関の設置については、先ほど言いましたように、裁判の方に關する問題については、裁判官の職権行使の独立性の問題であるとか、あるいは検察についても、準司法機関と言われている組織でございますので、その独立性とかあるいは政治的中立性の問題であるとか、あるいは関係者の名誉等の保護の観点といったようなこともありますので、慎重な考慮を要するものというふうに考えているところでございます。

○風間直樹君 総理、同じ問題に対して御所見を伺えますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ただいま法務大臣が抱負と御決意、述べられました。それをしっかりとやっていたら良かったというふうに思っております。

○風間直樹君 最後にまとめの質問をさせていただきます。

総務大臣、この冤罪問題が総務省の行政監視の対象になり得るということ、八月三日の行政監視委員会で総務大臣、前総務大臣が答弁していただきます。

次の事項について総務省の行政監視の実施を求めたいと思えますが、いかがでしょうか。冤罪の発生状況がどうか。冤罪の被害者はどのような状況にあるか。冤罪の被害者を救済するために何をすべきか。冤罪はどのような仕組みで起るのか。そして、冤罪を防ぐために必要なことは何か。

以上であります。

○委員長(石井一君) 総務大臣川端達夫君、時間が来ておりますので、簡にして要を得たやつをお願いいたします。

○国務大臣(川端達夫君) はい。

御質問ありがとうございます。前総務大臣が御答弁したことはもう省略をさせて、十分御承知のとおりだと思っております。この捜査の在り方について、行政上の仕組みとしての適切さ、あるいはその執行の適切さ等々を含めては、当然ながらこういう対象になり得るという旨の答弁をさせていただきました。

ただ、この冤罪と言われている案件については、実際対象にしようと思えますと、実際の個々の案件の中身に立ち入るといことが生じてくることは避けられませんので、その部分では、捜査の在り方を含めての部分で慎重に対応することは必要だと思えます。

国会の委員会もございまして、そういう部分の委員会の方向性も含め、政務三役含め、世論も含めて、いろんな形でこのテーマの取上げはこれからも考えていきたいと思っております。

○風間直樹君 ありがとうございます。

○委員長(石井一君) 以上で櫻井充君、関連して植松恵美子さん、大河原雅子さん、風間直樹君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君) 次に、白浜一良君の質疑を行います。白浜一良君。

○白浜一良君 公明党の白浜一良でございます。まず、冒頭に総理に申し上げたいことがございます。新総理になられて困難に對していろいろ決意をされていると思えますが、総理はゼロからの出発じゃないんです。マイナスからの出発なんですよ。そこをよく認識していただかないと困る。

大きな問題を二点申してまいります。民主党政権、鳩山政権から始まりました。二年前の衆議院選挙のときに、いわゆる普天間基地の移設問題で少なくとも県外へと、こうおっしゃって、だけど、政権を取ってみたら結局辺野古沖に、元の案に戻ってしまった。どういふ言い訳しても沖縄県民の皆さんの心を踏みにじったんですよ。

だから、早期に沖縄を訪れたいと総理は答弁されていますけれども、行くだけじゃ駄目なんです。本当にその謝罪の気持ちでひれ伏す思いで、合意を得るまでは何回も行くぞと、そういう決意で行かなければなりませんよ、これ、どうですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 普天間の問題については、今、白浜先生の御指摘のとおり、鳩山政権発足後、県外移設の可能性を含めて、その検証に時間を要しました。結果的に日米合意に基づいて対応するということになりました。この間、沖縄の皆様にも多大な御迷惑をお掛けしたことは深くおわびしなければいけないというふうに思っております。そのおわびの気持ちも込めて、しっかりと沖縄の皆様と対話をし、御理解をいただけるように全力を尽くしていきたいというふうに思っています。

○白浜一良君 言葉で言うとうとういうことなんですよ。忘れられるかもしれない、裏切られた方はずっと残るんですよ。だから、残っていらっしやる皆様は新しく総理は対話しなきゃならない。そのことを十分認識して、合意形成へ向けてしっかりとやっていたらいいと思います。

もう一つマイナスがある、大きなマイナスが。それは、三月十一日にこれほど大きな大震災が起つて、もう半年以上がたつんです。しかし、本格的ないわゆる補正予算というのはまだ組まれていないんです。規模は違ふとはいえ、阪神・淡路の大震災のときは四か月後にはもう本格的な補正予算が成立しているんですよ。いろいろ、まあ規模が大きいということもあるでしょう。しかし、少なくとも人災だと言えることは、第二次補正が余りに形式的過ぎたこと、昔さんが延命のためにだけ働いたという事実、これは認めなありません。もし第二次補正を本格補正予算を組んでいたらもっと早く成立しているんですよ。

一刻も早く復旧復興したいという被災者の皆様の立場に立つたら、これは余りにいわゆる民主党政権のそういう空白が長過ぎた。このことは十分、総理、認識しなければ、今後の対策に当たれませんよ。これ、どうですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まず、補正予算の遅れについての御指摘でございますけれども、五月に最初の第一次補正予算、各党の御理解をいただいて成立させていただきました。二つ目のこのいわゆる第二次補正予算についての評価でございますが、これは復旧に万全を期すための位置付けでこの補正予算を組ませていただきました。

その後の本格復興に向けての動きというのは、復興構想会議をつくって、その青写真を提示していただいて、それを踏まえて七月に復興の基本方針を閣議決定をさせていただきました。その基本方針を踏まえて、その上で今、各地における復興計画、被災地域の復興計画も出てまいりますので、それを踏まえての対応をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○白浜一良君 今総理の言葉を前提にしまして、復興会議の結論は六月末に出ているんですよ。それに基づいてすぐやれば八月末には予算編成できますよ、それは。そういう事実関係をしっかりと前提にしないと今後の対策に取り組みないん